

一般社団法人 日本医療機器学会 第2種滅菌技士認定制度について

一般社団法人日本医療機器学会
滅菌技士認定委員会

委員長 小林 寛 伊

本制度は、医療施設に関連した滅菌供給の知識と実践に優れた技士を養成し、学会として認定することにより、人類の健康と福祉および医療の安全に貢献することを目的とします。滅菌供給業務は、病棟、外来など医療施設の臨床現場からは、見えにくい場所でおこなわれており、現場に供給された滅菌器材は何の心配もなく安心して患者に適用されています。このように滅菌器材が安心して使われているかげには、目立たぬ場所で常に厳しいリスク管理のもとに遂行されている中央の滅菌供給業務があるわけです。

この滅菌供給業務の中心となって日常業務をおこなっているのは、何ら特別の資格を持たずに、滅菌現場での永年の経験によって滅菌技術を修得した医療職員であることがほとんどであります。これらの職員はこれまで、縁の下の力持ちとして資格のないままに定年退職を迎えてきました。

このような現状を鑑みて、滅菌業務現場からの強い要望もあり、2000年より日本医療機器学会第2種滅菌技士認定制度を発足させました。滅菌供給業務を30年以上もの長きにわたって学会の継続的重要研究課題として検討し続け、かつ、教育啓発活動の優先課題として取り上げ続けてきた一般社団法人日本医療機器学会が、この任に当ることは最も適切な道であると考えます。なお、2003年度からは、より高度な知識と技術とを有した第1種滅菌技師認定制度を発足させました。

滅菌技士の認定制度を導入することによって、滅菌供給業務のリスク管理がさらに向上して、医療現場での患者の安全性が大きく前進することを切望致します。併せて、滅菌供給業務担当職員が、滅菌技士としての業務の重要性を再認識され、滅菌技士自身も、自信を持って日常業務に当り、また、新しい知識修得のための勉強の機会が増すことを心から願う次第です。

平成30年度 第19回 一般社団法人日本医療機器学会 第2種滅菌技士認定講習会のご案内

●講習会日時、会場、定員

11月24日(土) 福岡・福岡県中小企業振興センター大ホール	190名
12月 1日(土) 大阪・ステラホール	330名
12月 8日(土) 横浜・パシフィコ横浜・会議センター	300名

※講習会は全会場9時20分～17時30分です。

※本講習会は滅菌技士の認定希望者を対象としています。

●申込方法

受講申込書（最終ページ）に所定事項を記入し、申込期限までに下記宛郵送かFAXにてご提出下さい。申込書の提出と受講料の納入によって正式な申込となります。

(1) 申込先 一般社団法人日本医療機器学会・滅菌技士認定委員会
(問い合わせ先)

<http://www.jsmi.gr.jp>
〒113-0033 東京都文京区本郷3-39-15
TEL 03-3813-1062 FAX 03-3814-3837

(2) 申込期限 各会場の開催日2週間前必着（定員に達した場合は期限前に締切りとなります。）

申込状況は学会HPでご案内しますので、申込前にご確認ください。

(3) 受講料 11,000円(税込)

参加費は申込みと同時に、下記宛にお振込み下さい。

みずほ銀行 本郷支店 普通預金口座 2366292

口座名義 一般社団法人日本医療機器学会 滅菌技士認定委員会

または、ゆうちょ銀行 00160-1-553843

一般社団法人日本医療機器学会 滅菌技士認定委員会

(受講申込書に振込受領書のコピーを同封して下さい。)

注) 納入された受講料は、理由の如何に関わらず、返却できません。

●認定について

認定申請に必要な書類（規則第7条）は講習会時に会場でお渡しいたします。

※ 参加（受講）申込にあたっては、事前に「日本医療機器学会滅菌技士・師認定制度規則」を必ずご一読下さい。〔特に第6条2〕

※ 認定資格（規則第6条）の一つに「日本医療機器学会の正会員であること」と規定されていますが、受講後の認定申請と同時に、日本医療機器学会に入会することができます。

●テキスト（「改訂第4版 医療現場の滅菌」）

別途購入となります（へるす出版：www.herusu-shuppan.co.jp, TEL 03-3384-8035）。

●受講票

申込書の提出と受講料を納入された方へは、折り返し受講票をお送りいたします。

（9月初旬から発送予定）

●個人情報の取り扱いについて

当講習会にお申し込み頂いた個人情報（氏名・住所等）は、法令等により個人情報の提供を要求された場合を除き、当講習会に係る業務の範囲内に限定して利用させていただきます。

第 2 種滅菌技士認定講習会プログラム

時 間	講 習 内 容	時 間	講 習 内 容
9:20～9:30	開会あいさつ オリエンテーション	14:30～15:00	低温蒸気ホルムアルデヒド滅菌
9:30～10:00	総 論	15:00～15:10	休 憩
10:00～10:30	滅菌概論	15:10～15:40	滅菌インジケータ
10:30～11:10	洗浄・浄化	15:40～16:00	滅菌包装
11:10～11:50	高圧蒸気滅菌	16:00～16:30	消毒剤の使い方
11:50～12:50	昼食休憩	16:30～16:50	滅菌業務の外部委託
12:50～13:30	酸化エチレンガス滅菌	16:50～17:00	休 憩
13:30～14:00	過酸化水素低温ガスプラズマ滅菌	17:00～17:30	筆記試験
14:00～14:30	過酸化水素ガス低温滅菌	17:30～	閉 会

一般社団法人日本医療機器学会 滅菌技士・師認定制度規則

第1章 総 則

第1条（目的）

本制度は、一般社団法人日本医療機器学会（以下、「日本医療機器学会」という。）の定款第4条（目的）第5号に掲げる事業である。

2. 医療施設における滅菌供給に関わる業務等に関する知識と実践に優れた技士・師を養成することにより、人類の健康と福祉および医療の安全に貢献することを目的とする。

第2条（認定の種別）

本制度で認定する資格は、以下のとおりとする。

1) 第2種滅菌技士

医療現場における滅菌供給に関わる業務等の従事者として必要な基本的な知識を習得していると認められた者

認定要件等は、第2章に定める。

2) 第1種滅菌技師

医療現場における滅菌供給に関わる業務等に精通し、必要な専門的知識及び技術を習得していると認められた者

認定要件等は、第3章に定める。

第3条（委員会の設置）

本制度の目的を達成するために、滅菌技士認定委員会（以下、「認定委員会」という。）その他必要な委員会等を置くことができる。

第4条（認定委員会）

認定委員会の委員の構成は、以下のとおりとする。

1) 日本医療機器学会代議員 若干名

2) 専門委員 若干名

2. 認定委員会委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

3. 認定委員会委員長（以下、「委員長」という。）は、理事会の決議を経て理事長が任命し、委員会を所掌し、本制度の円滑な運営を図る。

4. 委員は、委員長の推薦により、理事会の決議を経て理事長が任命する。

第5条（認定委員会の所掌事項）

認定委員会は、目的を遂行するために下記に掲げる事項を所掌する。

1) 認定講習の企画及び運営

2) 認定講習のテキスト等資料の編纂

3) 認定試験問題の作成

4) 認定試験の結果を適正に評価し、その結果に基づき資格者を認定

5) 滅菌技士・師の資質の維持・向上のための講習会・研修会の企画・運営

6) 滅菌業務に関する講習会・研修会等の主催者からの講師派遣依頼に対する講師の推薦及び派遣

7) その他関連する事項

第2章 第2種滅菌技士

第6条（認定資格）

第2種滅菌技士の認定申請ができる者は、以下の条件を満たしていること。

1) 日本医療機器学会の正会員であること。

2) 滅菌供給に関わる業務等の実践に通算3年以上携わっていること。

3) 日本医療機器学会が作成した“医療現場における滅菌保証ガイドライン”の内容を理解

実行できること。

4) 第2種滅菌技士認定講習を修了していること。

第7条（認定方法）

第2種滅菌技士の認定を希望する者は、以下の書類を認定委員会に提出する。

- 1) 第2種滅菌技士認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 滅菌供給業務に関する活動および活動記録
- 4) 所属施設長の推薦状
- 5) 認定料（郵便または銀行の振り込み用紙のコピー）

2. 認定委員会は、毎年1回以上第2種滅菌技士認定講習を行う。

3. 認定委員会は、毎年1回申請書類および第2種滅菌技士認定講習の結果を総合的に評価・審査し、適格者に第2種滅菌技士認定証を交付する。

4. 認定期間の有効期間は、4年間とする。

5. 認定更新の審査を経なければ、引き続いて第2種滅菌技士を呼称することはできない。

第8条（認定資格の更新）

認定委員会は、認定を受けてから4年を経過する第2種滅菌技士から認定更新申請がなされたとき、認定更新の審査を行い、要件を満たした者について、第2種滅菌技士認定資格を更新する。

2. 認定更新要件については、細則に定める。

3. 第2種滅菌技士認定の更新を希望する者は、認定有効期間満了の日から遡って1か月前までに、以下の書類を添えて認定委員会に申請する。

- 1) 第2種滅菌技士更新申請書
- 2) 認定期間中の業務経歴
- 3) 認定期間中に取得した所定研修単位の証明書
- 4) 認定更新料（郵便または銀行の振り込み用紙のコピー）

第9条（認定資格の喪失）

第2種滅菌技士は、以下の事由により、その認定資格を喪失する。

- 1) 正当な理由により認定資格を辞退したとき
- 2) 日本医療機器学会正会員資格を喪失したとき
- 3) 申請書類に虚偽が認められたとき
- 4) 所定の期日までに認定更新の申請を行わなかったとき
- 5) 第2種滅菌技士としてふさわしくない行為が認められたとき

第3章 第1種滅菌技師

第10条（認定資格）

第1種滅菌技師の認定申請ができる者は、第2種滅菌技士認定者で、第1種滅菌技師認定学科講習を修了した後、第1種滅菌技師実技講習を修了した者とする。

学科講習を修了した者でなければ、実技講習を受講できない。

第11条（認定方法）

第1種滅菌技師の認定を希望する者は、第1種滅菌技師認定学科講習および実技講習を修了し、以下の書類を認定委員会に提出する。

- 1) 第1種滅菌技師認定申請書
- 2) 認定料（郵便または銀行の振り込み用紙のコピー）

2. 認定委員会は、第1種滅菌技師認定学科講習および実技講習を毎年1回以上開催する。

3. 認定委員会は、毎年1回申請書類および学科講習並びに実技講習の結果を総合的に評価・審査し、適格者に第1種滅菌技師認定証を交付する。

第12条（認定資格の更新）

第2種滅菌技士認定資格を更新することにより更新され、改めて第1種滅菌技師認定更新手続き

は必要としない。

第13条（認定資格の喪失）

第1種滅菌技師は、以下の事由により、その認定資格を喪失する。

- 1) 正当な理由により認定資格を辞退したとき
- 2) 日本医療機器学会正会員資格を喪失したとき
- 3) 申請書類に虚偽が認められたとき
- 4) 第2種滅菌技士の認定更新の申請を行わなかったとき
- 5) 第1種滅菌技師としてふさわしくない行為が認められたとき

付 則

1. この規則に規定するものの他、本制度の運営に必要な事項は別に定める。
2. この規則の改廃は、認定委員会の提案により理事会の決議を経て決定する。
3. この規則は、平成12年7月7日制定された第2種滅菌技士認定制度規則及び平成15年7月1日に制定された第1種滅菌技師認定制度規則を統合し、一部を改正した。
4. 改正規則の施行は、平成29年4月20日とする。

細 則

I. 第2種滅菌技士

1. 申請料等

- 1) 資格取得講習受講料 11,000円
- 2) 認定料 20,000円
- 3) 認定更新料 20,000円

2. 認定更新の要件

- 1) 認定取得後、4年間、引き続いて医療現場の滅菌供給に関わる業務等に貢献してきたこと。
- 2) 認定取得後、4年間に以下に掲げる所定取得単位30単位以上を取得したこと。

a. 日本医療機器学会大会	参加	8単位
b. 日本医療機器学会大会 滅菌供給関連演題発表	筆頭演者	15単位
	共同演者	10単位
c. 日本医療機器学会誌 滅菌供給関連論文掲載	筆頭執筆者	15単位
	共同執筆者	10単位
d. 日本医療機器学会 滅菌供給関連研究会等	参加	5単位
	筆頭演者	12単位
	共同演者	5単位
e. 関連学会誌（日本手術医学会、日本環境感染学会）滅菌供給関連論文掲載	筆頭執筆者	10単位
	共同執筆者	5単位
f. 関連学会（日本手術医学会、日本環境感染学会）、滅菌供給関連研究会等	参加	5単位
	筆頭演者	10単位
	共同演者	5単位
g. 海外滅菌供給関連学会あるいは会議（ISO/TC198を含む）	出席	10単位
h. 海外滅菌供給関連学会あるいは会議 演題発表	筆頭演者	20単位
	共同演者	10単位

- 3) 65歳を超えた者は、本要件の1)を満たしていれば、更新申請することができる。

II 第1種滅菌技師

1. 申請料等

- 1) 資格取得講習受講料
 - 学科講習 30,000円
 - 実技講習 30,000円
- 2) 認定料 20,000円

2. 第1種滅菌技師認定学科講習修了資格の有効期間

有効期間は、2年間（2年間以内に行われる実技講習を受講しないと失効する。）

平成30年度 第19回 一般社団法人日本医療機器学会
第2種滅菌技士認定講習会・受講申込書

●受講会場： 福岡 大阪 横浜 (希望会場に○印を記入)

受講者氏名	
勤務先・部署	
勤務先住所	〒
連絡先	電話 FAX
e - m a i l	

上記のとおり第2種滅菌技士認定講習会への受講を申込みいたします。
※FAXかe-mailを記入いただいた方には、申込書受領後、1週間以内に申込
受付のご返信をさせていただきます。

[備考] 受講票をご自宅に送付希望の方は、下記に別途住所をご記入下さい。

〒

講習費納入の
振込控コピーの貼付欄